

# 学校法人が直接教育の用に供する不動産の証明の取扱いについて

令和4年3月31日

総合政策部みやざき文化振興課

## 1 証明の趣旨

学校法人が直接教育の用に供する不動産や寄宿舍については、次の三つの税金が非課税となります。

登録免許税（登記時のみの税金）・・・国税

不動産取得税（取得時のみの税金）・・・県税

固定資産税（毎年課税される税金）・・・市町村民税

ただし、登録免許税については、都道府県知事から、「その土地や建物が直接教育の用に供すると認められる」ことについての証明を受けなければ、この非課税措置を受けられません。

また、不動産取得税及び固定資産税においても、各課税庁から非課税の可否判断に使用するため、同様に都道府県知事が発行した直接教育の用に供することの証明を求められる場合があります。

そこで、宮崎県では、各学校法人からの申請に基づき、審査の上、この証明を行っています。

## 2 証明の要件

将来的な利用目的（利用方法）はあるが、近い将来にそれが実現できる状況にない場合は、証明することはできません。

県の審査においては、登記簿上の地目や種類ではなく、現況（実際の利用目的や利用方法）によって判断することとなりますので、証明の申請においては、申請書だけでなく別紙の添付書類を併せて提出してください。

## 3 留意点

(1) 不動産取得等の決定に当たっては、各学校法人の規程に従い、理事会で承認を得る等必要な手続きを行ってください。

(2) 証明願について

・ 証明願は、土地・建物どちらも同じ様式を使用してください。（押印不要）

(3) 必要書類について

・ 以下（別紙）で説明。

(4) 校地・校舎等変更届も併せて提出してください。

※ 通常、証明までには2～3週間前後を要しています。

## 1 証明願（別紙様式）

- ・税目及び不動産ごとに**2部**提出（みやざき文化振興課控え、証明用）
- ・一連の土地で地番が複数ある場合には、証明願に連記し、1件の証明として取り扱うことが可能
- ・複数の建物で、学校施設や寄宿舍として一体的に利用されるものは、証明願に連記し、1件の証明として取り扱うことが可能
- ・土地、建物について、建物とその敷地の関係にあるものは、1件の証明として取り扱うことが可能

## 2 添付書類

次の書類を**1部**添付

### (1) 建物・土地共通

- ① 取得事由書（様式自由）  
；当該不動産取得に係る理由を説明する書類
- ② 寄附証書又は売買契約書あるいは工事請負契約書の写し
- ③ 配置図（字図、公図などに配置を記入する）  
；建物と土地の配置及び今回申請不動産の位置がわかるもの
- ④ 証明する建物・土地の写真  
；現況が確認できるよう様々な角度から撮影したものを複数枚
- ⑤ 当該不動産に係る理事会議事録の写し
- ⑥ 登記事項証明書  
；新設建物の場合は、必ず表示登記を行ってください。  
；土地又は既設建物の場合は、証明申請時の名義のものを提出してください。

### (2) 建物の場合の追加書類

；建物平面図（各部屋の名称がわかるもの）

### (3) 土地の地目が田畑の場合の追加書類

農業委員会の転用許可証明書の写し

## 3 証明手数料

- ・証明1件につき400円（宮崎県収入証紙）

※返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。